

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 路面下空洞調査業務委託

2 契約の相手方

ジオ・サーチ株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務は、道路の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぎ、道路の保全と交通安全の確保を図ることを目的に、本市管理道路において路面下の空洞の有無を調査・分析するものである。

本業務は地中レーダを用いた非破壊探査により空洞の有無を判別するが、非破壊探査により得られる信号データには、空洞だけでなく埋設管や異物等も含まれていることから、データを分析し、空洞を判別する高い技術力が求められる。

しかしながら、この信号データの分析技術は、基準等客観的な評価方法が定められておらず、書類で評価判定することが困難であり、また技術力を比較した上で事業者の選定を行う必要があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取した結果、ジオ・サーチ株式会社 大阪事務所が契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、ジオ・サーチ株式会社 大阪事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 道路課 (道路維持担当) (電話番号 06-6615-6801)

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託（緊急）

2 契約の相手方

総合調査設計（株）

3 随意契約理由

御堂筋では、平成31年3月に「車中心」から「人中心」の道路空間をめざす「御堂筋将来ビジョン」を策定し、この将来ビジョンの実現に向けたファーストステップとして、千日前通から道頓堀川までの側道を歩行者空間化する整備を進めていくこととしている。

整備にあたっては、地元関係者などとの協議の結果、既存の歩行者や自転車動線、荷捌き車両の停車スペースなどを確保しながら、東側、西側の順に整備することとしており、交通管理者からは、御堂筋と千日前通との交差点については、全国でも有数の事故多発箇所となっていることから、道路利用者の安全確保に向け、東西を一体的に改良する交差点整備を求められており、現在工事中の東側側道を閉鎖し、交差点の整備を開始する今年12月までに、至急、交差点改良案の西側整備に係る設計協議を完了するよう、要請を受けている。

そのため、御堂筋の道路空間再編に関する設計業務及び検討業務を今年5月に発注したが、予定価格超過により契約不調となった。その後、業務委託内容を精査し、8月に再発注するものの、応札者がなく2度目の契約不調となった。

このような状況において、業務内容を再精査し3度目の発注を行った場合、今年12月までに交通管理者との協議を完了することができず、工事現場が一時中断し、ガードレール設置などによる仮設整備状態の長期化により、道路利用者の安全確保に支障をきたす恐れが生じることになる。

そのため、契約不調となった業務内容のうち、東西一体の交差点改良案、西側整備の交通管理者との協議に必要な業務を精査し、比較見積により業者決定を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 企画部 企画課 道路空間再編担当（電話番号 06-6615-6786）

3

随意契約理由書

1 委託名称

咲くやこの花館における空調機運転管理業務委託（緊急）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

本業務委託は、咲くやこの花館における既設空調熱源機（熱源チラー）が故障したことに伴い、残存する2機の熱源チラーの能力不足分について補完暖房機等により熱源を確保するとともに統括的に空調の調整、運転管理を行うものである。

今回、故障した熱源チラーについては、設置後30年が経過し老朽化が進んでいたことから更新が必要であるとして今年度から来年度にかけて更新工事を予定していたところであった。しかしながら、本年5月22日に故障が発生し、当該熱源チラーを修繕するべく機器の故障原因につき詳細な点検調査を行ったが、同6月12日に修繕が困難であることが判明したことから、冬季の補完暖房機等の運転について検討を行っていた。

その最中、本年9月15日に熱源チラー稼働に欠かせない下水取水ポンプ逆止弁の不具合により、熱源チラーを稼働できない状況になったため、冬季の空調について、再検討が必要となった。その後の調整により、逆止弁の修繕の目途がついたため、残存する2基のチラーの稼働が可能となったことにより、補完機等での対応が可能となった。

例年、11月下旬には、暖房を稼働させて熱帯雨林室をはじめとする植物を管理しているが、既に最低気温が20度を下回るなど、このままでは管理する植物の育成に著しい悪影響が生じるおそれがあるため、速やかな対応が必須となっている。

咲くやこの花館には今では入手困難な希少種も含め5,500種、15,000株の様々な植物があり、繊細な温度及び湿度管理等が必要となるため、植物を枯死させることがないように暖房機の配置調整、運転管理することが不可欠となっている。

今回、委託対象施設である咲くやこの花館は、指定管理者制度導入施設の一部であり、上記団体が当該施設の総合企画及び管理運営の役割を担うことが、指定管理者と取り交わした「令和2年度鶴見緑地及び他11施設管理運営業務年度協定書」において定められている。上記団体は、平成4年以降現在に至るまで、高度な専門的知見のもと、咲くやこの花館の管理運営に携わり、長年の経験に基づき多種多様な植物の生態に合わせた温度及び湿度管理を適切に行ってきた唯一の団体であることから、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び2号

5 担当部署

建設局 公園緑化部 緑化課（電話番号：06-6469-3857）